

福岡都市計画地区計画の決定（粕屋町決定）

福岡都市計画駕与丁北部地区計画を以下のように決定する。

名 称		駕与丁北部地区計画	
位 置		粕屋町駕与丁の一部	
面 積		約 2. 6 h a	
地 区 計 画 の 目 標		当地区は、粕屋町の南東部に位置し、駕与丁公園が近接しており、粕屋町役場から 300m 離れた地区である。駕与丁北部土地区画整理事業とあわせて、良好な居住環境の形成と合理的な土地利用の増進を図ることを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	地区内の土地利用は、低層の住宅地を主体とし、敷地内に植栽を施し、周辺と調和するよう緑化の推進を図る。	
	地 区 施 設 の 整 備 方 針	区画道路は土地区画整理事業等により整備し、これらの維持保全することにより、安全で良好な環境形成を図る。	
	建 築 物 の 整 備 の 方 針	1. 良好な生活環境を阻害するような、地区に相応しくない建築物等の用途の制限などを定める。 2. 潤いある街並を創出するとともに、かき又はさくの制限を行い、緑豊かで調和の取れた町並みの形成を推進する。 3. 自己、借家人又は来客に必要な駐車場は、敷地内に確保し、路上駐車のないよう努めるものとする。	
	建 築 物 に 関 する 事 項	低層住宅地として良好な居住環境の形成を図るため、建築物の用途、敷地規模、かき・さく等必要な制限を行う。	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 に 関 する 事 項	面 積	約 2. 4 h a
		建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途をかねるもの（建築基準法、第 48 条第 1 項別表第 2 (い) の 2 に掲げられている建築物）</p> <p>(3) 共同住宅（ただし、1 住戸あたりの床面積の合計が 50m² 以上とする。）</p> <p>(4) 各号の建築物に付属するもの</p>
		建築物の敷地面の最低限度	200 m ²

	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1. 建築物等の形態又は意匠については、原色を避け、周辺環境との調和を図るなど景観に配慮する。</p> <p>2. 以下に該当する広告物、看板類（以下「広告物」という。）は、設置してはならない。但し、本地区計画区域内の不動産分譲のための広告物で、かつ、自己の敷地内に立てる一時的なものについてはこの限りではない。</p> <p>①自己の名称や商標登録等自己の用に供する以外のもの</p> <p>②屋上、塔屋及び屋根面に設置又は直接表示するもの</p> <p>③窓面を利用するもの</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>かき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。但し、門柱・門扉にあつてはこの限りではない。</p> <p>(1) 生垣・竹垣</p> <p>(2) 透視可能な高さ 1.5m 以下のフェンス。但し、基礎等で高さが敷地地盤面から 0.4m 以下のものについては、この限りではない。</p>
	土地の利用に関する事項	<p>区域内においては、敷地内に植栽を施し、周辺と調和するよう緑化の整備を図る。</p>

